

部 門	街路事業		
名 称	函館市西部地区	所 在 地	北海道函館市
事 業 者	函館市	規 模	長さ 約 180m

事業概要	異国情緒あふれる街並みに配慮した街路事業の実施
事業手法	身近なまちづくり支援街路事業(歴史的環境整備地区)
事業期間	平成5年度 ~ 平成6年度
規制・誘導方法	函館市都市景観条例に基づき函館山の麓周辺を「都市景観形成地域」に指定し、さらに特に歴史的建造物が集積している当該街路を含む地区を「伝統的建造物群保存地区」に指定して、街並みを構成する建築物の高さ、構造、意匠(形態・材料・色調)に関する基準などを規定
配慮・工夫事項	<ul style="list-style-type: none"> ・縦断線形の検討にあたり、坂道景観の特性を利用し、上り坂では「ランドマークとしての函館山」、下り坂からは「函館港の眺望」に重点を置いた景観を整備 ・西部地区の歴史的環境と一体感を醸し出す石畳舗装(自然石)の実施 ・眺望を縁取る重要な景観要素である並木や花壇を歩道の端部に設置 ・観光スポットになっている坂の上からの眺望を損なうことのないように電線類を地中化 ・冬季観光を支援し積雪時においても安全で快適な道路環境を確保するため、ロードヒーティングを実施



歴史ある建物や街路を幻想的なイルミネーションで彩る「はこだて冬フェスティバル」を開催



下り坂から「海を眺望」



位置図



函館山への眺望

函館山の麓に広がる西部地区は、安政6年、横浜、長崎とともに国際貿易港として開港して以来、外国人居留地として、諸外国文化の影響を強く受けた洋風や和洋折中の建物が多く建ち並び、周囲の石畳の坂道と一体となって函館独特の異国情緒あふれる街並みを今に残している地区である。

昭和63年に「函館市西部地区歴史的景観条例(平成8年函館市都市景観条例に改正)」を制定し、西部地区の歴史的街並みを市民固有の財産とし、市民と行政が一体となって、保全に努めている。

事業段階区分			立地区区分				
構想・計画	設計・施工	維持管理	都心部	市街地 (商業・業務)	市街地 (住居系)	郊外	その他 (歴史的街並み)

事例概要カルテ 24

部 門	街路事業		
名 称	定禅寺通	所 在 地	宮城県仙台市
事 業 者	仙台市	規 模	長さ 710m 幅 46m

事業概要	杜の都仙台にふさわしい緑あふれる定禅寺シンボルロード整備事業
事業手法	シンボルロード整備事業
事業期間	平成 11 年度 ~ 平成 13 年度
規制・誘導方法	杜の都の風土を育む景観条例に基づき、景観形成地区及び広告物モデル地区に指定し、景観を誘導
配慮・工夫事項	<ul style="list-style-type: none"> ・計画段階より、定禅寺通まちづくり協議会と共に、定禅寺通の方向性を話し合いながら進め、緑溢れるヴォリュームある道路空間を創生 〔 ・日照や通風を考えけやきと建物との間に一定の空間を確保、けやき灌水用の浸透柵の設置 〕 〔 ・2つのゾーン(創造・交流)に4つのスポット(杜・アート・音・出逢い)を整備した空間の個性づくり 〕







「杜の都仙台」のシンボルロードとして緑とアートを同時に楽しむことができる定禅寺通は、12月にはけやき並木が美しいイルミネーションで飾られる光のページェントを開催

【表彰等】

- ・全日本建設技術協会賞 都市部門賞受賞(平成13年度)
- ・全日本建設技術協会賞 全建賞「けやき並木の深呼吸」(平成16年度)



位置図

定禅寺通りはこれまでもっていた「杜の都・仙台」を象徴するイメージを強化すると共に、市民が「けやき」を愛し育ててきた姿を文化として捉え、「街路づくり」「街並づくり」「環境づくり」の3つを柱とし、けやきの育成に重要な環境改善を行い、並木と調和する街並み形成に向けた「定禅寺通地区計画(壁面後退、形態・意匠)」を定め、街路空間と調和した沿道建築物の誘導を図った。

「緑の文化回廊」として生まれ変わり、人にもけやきにもやさしく配慮された杜の都のシンボルロードとして未来に向けた新しい都市文化づくりを進めている。

事業段階区分			立地区区分				
構想・計画	設計・施工	維持管理	都心部	市街地 (商業・業務)	市街地 (住居系)	郊外	その他

事例概要カルテ 25

部 門	街路事業		
名 称	仙台駅東口駅前広場	所 在 地	宮城県仙台市
事 業 者	仙台市	規 模	15,000 m ²

事業概要	杜の都のシンボルとなるボリューム感あふれる緑の創出
事業手法	交通結節点改善事業
事業期間	平成 14 年度 ~ 平成 16 年度
規制・誘導方法	宮城野通周辺地区計画(壁面後退・形態・意匠)を設定し新しい都心づくりの誘導
配慮・工夫事項	<ul style="list-style-type: none"> 計画段階より、東口デザインワークショップを開催し市民協働で仙台駅東口の方向性を探り、四季の移ろいが感じられ、自然との共生を考慮した空間提供を実施 デザインテーマ 杜を創出する広場、人にやさしい広場、自然の造形を活かした広場 (自然素材の活用・杜の樹木の形状を活かした広場)



「百年の杜づくり」の一環として豊かな緑の創出や景観にも特段の配慮をし、東の玄関口にふさわしい自然と街がとけあう「杜の都・仙台」の実現



完成図

「緑あふれる、人にやさしい駅前広場」これが仙台駅東口駅前広場の特徴である。それぞれにテーマを持つ 5 つの植栽ゾーンでは一年を通じて四季折々の季節が体感できる。広場内の路面は石や木質系の自然素材を基本に整備し、大地が吸収でき、雨水も極力大地に還元される舗装に仕上げ、自然をイメージさせるなだらかな曲線でまとめられた施設と合わせて、広場全体が、現代の“杜”をかたち作っている。

事業段階区分			立地区区分				
構想・計画	設計・施工	維持管理	都心部	市街地 (商業・業務)	市街地 (住居系)	郊外	その他

部 門	街路事業		
名 称	羽黒橋加茂線	所 在 地	山形県鶴岡市
事 業 者	山形県	規 模	長さ 約 488m

事業概要	沿道の歴史的、文化的施設の景観と調和したみちづくり
事業手法	街路事業(山形県)、ルネッサンス公園整備事業(鶴岡市)
事業期間	平成 10 年度 ~ 平成 14 年度
規制・誘導方法	『都市景観形成モデル都市』の景観形成重点地区に指定
配慮・工夫事項	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ：沿道環境を生かすための開放的な空間作り ・鶴岡公園や大学キャンパスと歩行空間の一体化 ・歩道上に既存樹木を残すなど、公園区域の一部を歩道空間に取り込み、一体的に整備 ・舗装素材の統一や境界にとらわれない一体的な施工を実施



羽黒橋加茂線(事業区間)の全景



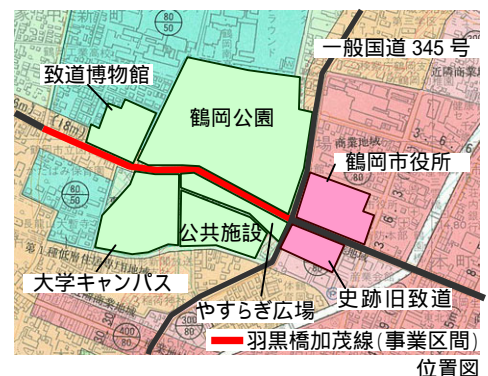
整備前



整備後

周囲の歴史的建物と現代的な研究施設の両者となじむように、歩道舗装と境界ブロックには天然石を使用した。照明灯は公園周辺の水や緑の自然と一体となった公園道路として落ち着いたデザインとし、植樹については「さくら名所100選」にも認定されている公園であることから、一体的に調和がとれるよう桜並木とした。

また、歩道には地下水の熱を利用した無散水消雪を導入し、降雪時にも歩きやすくした。車道部は排水性舗装とし、雨天時にも安全に運転できるように配慮した。



位置図

事業段階区分			立地区区分				
構想・計画	設計・施工	維持管理	都心部	市街地 (商業・業務)	市街地 (住居系)	郊 外	その他

事例概要カルテ 27

部 門	街路事業		
名 称	谷津田川せせらぎ通り	所 在 地	福島県白河市
事 業 者	白河市	規 模	長さ 約 1,460m

事業概要	水辺空間と一体的となった整備 排水性コンクリート舗装、石張舗装の実施
事業手法	身近なまちづくり支援街路事業及び河川事業(河川激甚災害対策特別緊急事業、ふるさとの川整備事業)による一体的な整備
事業期間	平成 12 年度 ~ 平成 15 年度
規制・誘導方法	-
配慮・工夫事項	・街路事業(左岸)として排水性舗装の歩車道共存道路、トイレ、休憩施設、照明等を、河川事業として、自然石親水護岸、遊歩道(右岸)、親水広場等を地域の住民意見を取り入れて整備



河川のもつ自然、周辺に点在する歴史や文化資源等を活かした歩車道共存道路を目指して、周辺環境に配慮し、車道部を土色の排水性コンクリート舗装、歩道部を赤桜の御影石舗装として統一

みちのくの玄関口である白河市は、城下町として発展し、市の中心部を東西に流れる谷津田川沿いには寺社仏閣や自然緑地が多く、市民の憩いの場となっている。谷津田川は平成 10 年 8 月末の豪雨により甚大な被害を被ったため、平成 10 年度から河川激甚災害対策特別緊急事業で河川改修を実施し、河川環境の保全と市民に親しまれてきた川沿いの景観を復元するため、ふるさとの川整備事業と一体となった谷津田川せせらぎ通りの街路整備を行ったものである。



位置図

事業段階区分			立地区分				
構想・計画	設計・施工	維持管理	都心部	市街地 (商業・業務)	市街地 (住居系)	郊外	その他

事例概要カルテ 28

部 門	街路事業		
名 称	星川通線	所 在 地	埼玉県熊谷市
事 業 者	熊谷市	規 模	長さ 約 760m

事業概要	星川のせせらぎをシンボルとした街路整備を実施		
事業手法	シンボルロード整備事業		
事業期間	平成7年度 ~ 平成11年度		
規制・誘導方法	-		
配慮・工夫事項	<ul style="list-style-type: none"> ・星川を楽しむため、川沿いに散策できる歩道を設置し、高さの低い防護柵を採用するとともに、景観に配慮した6つの小橋を設置して、川のせせらぎや鯉に親しめるよう工夫 ・貴重な水辺を利用したアメニティ空間として、親水広場(渡り石)を2箇所設置して、水と親しめる空間を確保 		



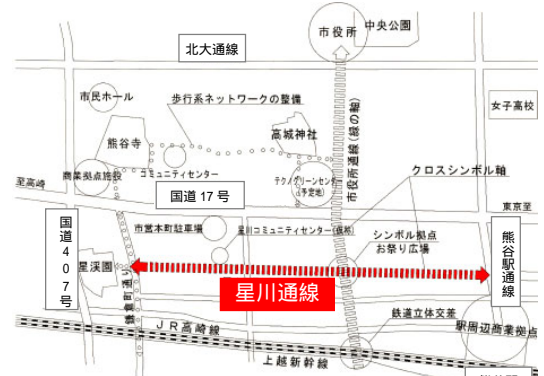
川沿いに歩道を整備するとともに親水施設として渡り石を設け水面まで近づけるよう配慮。夏の緑陰、冬の日当り等を考慮してアメリカハナミズキを植栽して、市民の憩いの場として「ゆとり」と「うるおい」のある空間を演出

【表彰等】

- ・全国街路事業コンクール「優秀賞」受賞(平成13年度)
- ・熊谷市クロスシンボルロード グッドデザイン賞受賞(平成12年度)



星川通線は各所に広場を設けており、星川を中心に行われる“うちわ祭り”“とうろう流し”“だるま市”等の多くの行事に利用され、市民生活のオアシスの存在



位置図

星川通線は道路中央に星川(用水)が流れる街路である。この星川のせせらぎをシンボルとした市の“水の軸”としてシンボルロードに位置付け、それにふさわしい整備を行ってきたところである。延長約760mの中央付近で“緑の軸”として位置付けられた「市役所通線」と交差して、クロスシンボルロード軸を形成している。

事業段階区分			立地区分				
構想・計画	設計・施工	維持管理	都心部	市街地 (商業・業務)	市街地 (住居系)	郊外	その他

部 門	街路事業		
名 称	市道川治昭和町線 「昭和町2・3丁目」地区	所 在 地	新潟県十日町市
事 業 者	十日町市	規 模	長さ 296m 幅 15m

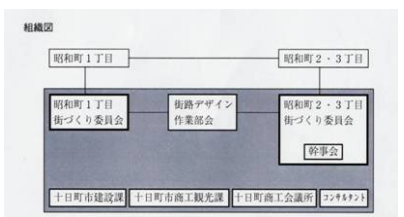
事業概要	住民に愛される街路整備
事業手法	街路事業、商店街共同施設事業及び公営住宅等関連事業推進事業
事業期間	平成2年度～平成10年度
規制・誘導方法	まちづくり検討委員会や街路デザイン部会にて街路デザイン(歩道面、街灯、植栽など)の計画づくりを実施
配慮・工夫事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の策定に「まちづくり検討委員会」「街路デザイン作業部会」が中心となり、歴史的の魅力、景観の魅力、空間的魅力を持たせるように検討 ・街路の中間に位置する智泉寺前の桜は街路事業の障害となっており、伐採予定であったが、「地区のシンボル」としての地元住民の熱意により、車道や歩道の幅員に変化をもたせ、桜周辺をポケットパークとして確保(地域住民の景観や住民活動への意識高揚) ・歩道に屋根雪を堆積させないように集団的に屋根融雪装置などの設置



地区のシンボル「智泉寺前の桜」



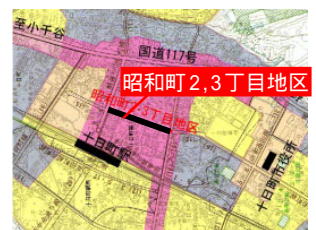
地域住民による花いっぱい運動および清掃活動



住民組織図



改良前の冬の交通障害



位置図

当街路は当時幅員が狭いことに加え歩道も無く、特に冬期間においては雪による通行止めなどの交通障害が頻発し、大変評判の悪い街路であった。

平成2年度より当街路の改良計画に着手したが、事業開始当初から地元住民との連携をとり、地元住民が積極的に活動し、目標であった完全克雪街路を完成させることができた。

また、地元住民主導の事業計画に代表される個性あふれる街路づくりを目指した結果、事業完了後も住民に愛される街路となり、現在も花いっぱい運動などの景観形成の取組みが続くなど、地域の憩いの通りとして親しまれている。

事業段階区分			立地区区分				
構想・計画	設計・施工	維持管理	都心部	市街地 (商業・業務)	市街地 (住居系)	郊外	その他